

小樽市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成25年 4月1日制定

平成28年 4月1日改正

平成28年11月1日改正

平成29年5月19日改正

令和3年 9月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）その他別に定めるもののほか、法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項に規定する認定基準に適合するものとする。

2 計画は、都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地の保全への配慮（以下「配慮事項」という。）をするものとし、その内容は、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる計画等が定められている場合は、その計画等に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条第1項に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。

ア 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

イ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成20年小樽市条例第47号）第55条に規定する保存樹木等の保存等

ウ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第62条に規定する緑化計画書

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(事前の適合審査)

第3条 法第53条第1項の規定により計画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、同項の規定による申請をする前に、住宅の用途に供する建築物である場合にあつては住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に当該計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合にあつては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該計画に係る技術的審査を依頼し、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(様式第1号。以下「適合証」という。)の交付を受けるものとする。

2 適合証は、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証するものでなければならない。

(事前の届出等)

第4条 申請者は、前条に規定するもののほか、法第53条第1項の規定による認定の申請をする前に、配慮事項に係る届出その他の行為を完了するものとする。

(認定の申請)

第5条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 適合証
- (2) 配慮事項に合致することを証する通知書の写しその他の書類

(構造計算適合性判定に準ずる判定)

第6条 法第54条第2項に規定する申出があつた場合(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。)において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合は、市長は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。この場合において、申請者は、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出するものとする。

(不認定の通知)

第7条 市長は、法第53条第1項の規定による認定の申請があつた場合において計画の認定をしなかつたときは、その旨を不認定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更の申請)

第8条 第2条から前条までの規定は、法第55条第1項の規定による計画の変更の申

請について準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者(法第55条第1項の規定により計画の変更の認定を受けようとする者を含む。)は、計画(その変更を含む。)の認定を受ける前に、その申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第10条 法第55条第1項に規定する認定建築主(以下単に「認定建築主」という。)は、法56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画(以下単に「認定低炭素建築物新築等計画」という。)の建築を取りやめるときは、取りやめ届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われたことの確認を建築士から受けた上で、速やかに、工事完了報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第12条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第13条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。